

1-3

第3編 持分会社

【定義】

「持分会社」とは、合名会社、合資会社、合同会社の総称（会社法575条1項）をいう。

「合名会社」とは、会社債務について一定の場合に、会社債権者に対して直接・連帯・無限の責任を負う社員（無限責任社員）のみで構成される会社をいう（会社法576条2項参照）。

「合資会社」とは、一定の場合に出資の価額（会社に対して履行した出資の価額を除く）を限度に、会社債権者に対して直接に会社債務の弁済責任を負う社員（有限責任社員）と、無限責任社員とで構成される会社をいう（会社法576条3項参照）。

「合同会社」とは、有限責任社員のみで構成され（会社法576条4項参照）、内部関係については組合的規律が適用される会社をいう。

【ポイント】

一 総論

合同会社、合資会社及び合名会社という3種類の会社を「持分会社」として類型化することで、共通に適用すべき規律（内部関係についての規律等）については、同一の規定が適用されることとなった。

二 合同会社制度が導入された経緯

合同会社は、会社法で採用された新しい会社類型である。その制度趣旨は創業の活発化、情報・金融等サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進を図る点にある。これは、柔軟な経営が可能で、かつ有限責任の法人制度を欲するベンチャー企業等からの要請に応えるものである。つまり、①機関設計の自由度が高く、②持分譲渡制限に関する完全な定款自治が認められ、③業務執行者に対する責任減免について原則として定款自治が認められる等の点で合同会社設立の利点がある。

(図表) 持分会社の比較

	合名会社	合資会社	合同会社
社員の責任	直接無限責任 (会社法580条1項)	直接無限責任(会社法580条1項)及び直接有限責任 (会社法580条2項)	間接有限責任 (会社法576条4項)
機関構成	社員自ら会社の機関になる(所有と経営の一致) (会社法590条1項, 599条1項)	合名会社と同様(会社法590条1項, 599条1項)	合名会社と同様(会社法590条1項, 599条1項)
債権者保護の態様	直接無限責任が原則。そのため、会社財産確保の要請は小さい。よって、特別な債権者保護の必要性は低い。		間接有限責任が原則。そのため、会社財産確保の要請は大きい。よって、特別な債権者保護の必要性は高い。
共通の債権者保護制度	公示制度(会社法907条等)、外觀主義の規定(会社法908条2項, 9条)、合併等の場合の債権者の異議申立権(会社法789条, 799条, 810条)等		
特別の債権者保護制度	(1) 特に財産確保のための制度はない ・利益配当についての制限なし ・無限責任社員の労務, 信用による出資の許容(会社法576条1項6号かっこ書参照) (2) 監査制度なし	(1) 特に財産確保のための制度はない ・利益配当についての制限なし ・無限責任社員の労務, 信用による出資の許容(会社法576条1項6号かっこ書参照) (2) 監査制度なし (3) 業務を執行する有限責任社員の第三者に対する責任(会社法597条)	(1) 資本制度の採用 ①資本充実の原則 ・払込金額全額の払込み, 現物出資全部の給付(会社法578条本文) ②資本維持の原則 ・利益配当の規制(会社法628条) ③資本不変の原則 ・資本金額の減少の手続の厳格な規制(会社法627条) (2) 監査制度なし (3) 業務を執行する有限責任社員の第三者に対する責任(会社法597条)
持分の払戻し	可(退社に伴う持分の払戻し(会社法611条), 出資の払戻し(会社法624条))	合名会社と同様(会社法611条, 624条)	原則不可(出資の払戻しに関する特則(会社法632条~634条), 退社に伴う持分の払戻しに関する特則(会社法635条, 636条))
持分の譲渡	原則として他の社員全員の同意が必要(会社法585条1項)	原則として他の社員全員の同意が必要(会社法585条1項)。ただし, 業務を執行しない有限責任社員の持分の譲渡には業務執行社員全員の承諾があれば足りる(会社法585条2項)	合資会社と同様(会社法585条1項, 2項)